

2000年から2007年に、米国と日本間の航空券を 全日本空輸または日本航空より購入された場合、 お客様は集団訴訟の構成員に含まれる可能性があります。

お客様は、航空券代について、全日本空輸株式会社（以下「ANA」）との訴訟の影響を受ける可能性があります。それ以前にも、12社の被告との和解が既に成立しています。訴訟は、まだ和解に同意していない被告、ANAと継続中です。裁判所は、「集団」またはグループに代わって、集団訴訟として、この訴訟を認定し、お客様はこの中に含まれる可能性があります。裁判所は、ANAの行為が誤っていたとは判定しておらず、本件は、現在裁判にかけられる予定です。

お客様がこの集団に含まれる場合、お客様の権利は、この訴訟の結果により影響を受けることがあります。原告は、和解金等をANAに求めています。現在得られた和解金はなく、将来得られる見込みの保証もありません。

訴訟の経緯は？

この訴訟では、被告らが太平洋を横断する航空券価格を固定することに同意したとして訴えられています。結果として、航空券の購入者は、必要以上の金額を支払った可能性があります。ANAは特定の割引航空券の価格を固定したことを認めているにもかかわらず、責任を否認しています。集団訴訟の弁護団は、裁判所で主張を立証しなければなりません。

以下の場合、お客様は対象となります。

この訴訟には、二つの集団があります。一般的に、以下の場合、お客様はその対象に含まれます。(1) 2005年2月1日から2007年12月31日の間に、航空券を全日本空輸または日本航空から購入され、燃料サーチャージを支払った、または2000年1月1日から2006年4月1日の間に、里帰り、つまり「帰郷」料金の航空券を購入し、(2) 航空券に、米国発、日本着の区間が少なくとも1区間含まれていた。特別な例外があります。以下のウェブサイトで集団の定義をよくご覧ください。旅行会社は、個人的な使用目的で航空券を購入した場合のみ、集団に含まれます。

集団を代表する人は？

裁判所は、「集団訴訟弁護士」として、集団を代表する弁護団を指名しました。お客様は、集団訴訟弁護士等の弁護に参加する人に支払う必要はありません。その代わりに、集団のために和解金等を得た場合、弁護士手数料および費用を求めることがあります。お客様は、自身の費用で、お客様に代わり裁判所に出廷する弁護士を雇うことができます。

お客様の選択肢は？

何も行動を起こさない場合、お客様は判決に拘束されます。集団にとどまる場合、お客様は何も行動する必要はありません。和解金等を得られた場合、お客様は、割当ての求め方について通知を受けます。お客様がこの集団訴訟とは別に、個別にANAに訴訟を起こす権利を保持したい場合、お客様は、**2019年2月10日**までに集団から離脱しなければならない。詳細通知は、いかに離脱するかを説明します。離脱する場合、この訴訟で和解金等が認められても、これを得ることはできません。ウェブサイトに登録し、本件の結果について通知を受けることができます。

詳しい情報および詳細通知は、以下のとおりです。

1-800-439-1781 AirlineSettlement.com